

地域生活支援拠点等の整備に向けた検討について

1 趣旨

地域生活支援拠点又は面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備については、国の基本指針において、平成29年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つを整備することとなっており、整備に向けた検討を行う。

2 必要な機能

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、次の5つの機能全てを満たすものとする。

No	機能	内容	想定サービス等
1	相談	地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障害児者やその家族からの相談に応じる機能	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、精神障害者24時間緊急時相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター
2	体験の機会・場	地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能	地域生活体験事業（地域生活支援事業）、 <u>地域移行支援（体験宿泊加算）</u>
3	緊急時の受け入れ・対応	地域で生活する障害児者の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	短期入所、緊急時ショートステイ事業（地域生活支援事業）、短期保護
4	専門的・人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢になった障害者への対応について専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能	基幹相談支援センター、相談支援専門部会定例会議等 <u>強度行動障害支援者養成研修（地域生活支援事業）</u>
5	地域の体制づくり	コーディネーターの配置等により地域の障害児者の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う機能	基幹相談支援センター、自立支援協議会、 <u>コーディネーター事業（地域生活支援事業）</u>

※下線部は、文京区で未実施又は実施する事業所のないサービス

3 検討の方向性

(1) 整備の方向性

5つの機能を整備する手法として、これらの機能を集約して整備する「多機能拠点型」（グループホーム併設型、単独型）又は、地域において機能を分担する「面的整備型」が考えられるが、「面的整備型」を基本として検討する。

(2) 地域資源の整理

地域の現状・ニーズの把握・分析を行うとともに、5つの機能を担うサービス・施設の整理を行い、運営方針を検討する。